

- ら、漁業者との連携により捕獲し、駆除を行う。また、大学等との共同で、トビエイ等の生理や生態等に関する知見を収集し、より効果的な駆除の方法や規模等を検討するとともに、その効果について検証していく。
- また、その他有用な水産動植物の生育・繁殖や漁場の利用を阻害する有害な動植物についても、その発生状況を把握しつつ駆除に取り組む。
- リ 海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項
- (1) 海域の環境の保全及び改善に関する事項
- (イ) 開発行為に当たっての配慮  
環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び熊本県環境影響評価条例（平成12年条例第61号）に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。  
なお、海域環境への影響が大きいと考えられる公有水面埋立て等事業については、藻場・干潟の保全を図るため、熊本県環境影響評価条例の規模要件の引き下げを実施（平成14年10月1日施行）しており、適切な運用に努めていく。
- (ロ) 自然公園等の保全  
本県の有明海及び八代海における国立公園等自然公園については、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき天草諸島が雲仙天草国立公園として指定され、また、熊本県立自然公園条例（昭和33年条例第45号）に基づき三角・大矢野地域の海岸部が三角大矢野海辺県立自然公園、芦北地域の海岸部が芦北海岸県立自然公園として指定されている。これらの特別地域においては、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と管理の充実に努めるものとする。  
また、有明海及び八代海には、固有種及び希少種の生息・生育の場が存在しているため、その環境の保全及び改善を図るものとする。
- (ハ) 海砂利採取に当たっての配慮  
海砂利採取については、自然環境への影響等環境問題の発生のおそれがあること等から、採取者は、海砂利の採取に当たって、あらかじめ当該海域及び周辺海域の環境等への影響を調査し、その結果等を十分踏まえ対応するとともに、動植物の生息・生育環境等の保全及び海底の地形の変化の抑制等に十分留意するものとする。また、最小限の採取量並びに海域環境に影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるものとする。  
また、県は、許認可に際しては、海域の汚濁防止、海底地形の変化の抑制等環境への配慮が徹底されるよう指導するとともに、適正な海砂利採取が行われるよう採取ポンプ稼働記録装置による監視を継続していくものとする。  
なお、海砂利採取の漁場環境への影響や代替材の供給体制等を勘案し、採取量の縮小や廃止を含めて検討していくものとする。
- (2) 漁業の振興に関する事項
- (イ) 共同利用施設の整備  
効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、漁業生産活動の省力化及び流通の合理化等を支援するための漁業作業保管施設や荷さばき施設等、共同利用施設の整備を推進する。
- (ロ) 生活環境の整備  
豊かで住みよい漁村を形成し、都市と漁村の共生・対流<sup>※19</sup>を促進していくため、漁村における生活環境の整備を推進する。
- (ハ) 漁港における遊漁船等の対策  
円滑な漁業生産活動と漁港の適正利用を確保するため、必要に応じて、漁港において漁船と遊漁船等を分離収容するなどの対応に努める。
- (二) 赤潮等の漁業被害に係る支援等  
赤潮などによる漁業被害が発生した場合には、経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努める。  
また、漁業経営の安定を図るため、赤潮等による漁業被害の発生に備えて漁業共済への加入を促進する。
- (3) 知識の普及と情報開示  
有明海及び八代海の環境保全対策を推進するためには、生活排水等を含めた総合的な対策が必要である。その実効を期するためには、国、地方公共団体等がその責務を果たすことはもちろんのこと、地域の住民、民間団体、有明海及び八代海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠であり、両海域の環境保全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るものとする。  
また、汚濁負荷量の削減、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、環境保全団体、地域団体、企業、学校、自治体等が、パートナーシップの下、連携して生活排水対策をはじめとした環境保全行動に取り組むよう、県民一体となった川や海を守る県民運動を積極的に展開するものとする。  
さらに、県計画に基づく各種施策の実施に際しては、透明性を確保することとし、県において、その実施状況、効果等を適切に把握・評価するとともに、各種の啓発普及活動を通じて周知を図る。また、各種調査結果については可能な限り早期に公表する等情報開示に努める。
- 3 調査研究等の推進
- イ 調査研究の実施